

第1610回（5月31日）

日本の生活改善普及事業

——その理念と実施機構——

市田（岩田）知子

日本の農業改良普及事業は、戦後の農村の民主化政策の一環として出発した。それは農業技術、生活、青少年の3つの分野からなり、このうち生活改善普及事業には理念的にも制度的にもGHQ及びアメリカの影響が最も色濃いと言われている。本報告は、このような点も含めて、従来明らかにされていなかった同事業の理念と制度（実施機構）が民主化、高度成長という流れの中で、どのように形成され、展開していったかということの普及局による『普及だより』等の資料を用いて検証するものである。

昭和23（1948）年11月に開始した生活改善普及事業は、生活が家族によって日々営まれる家庭生活であると規定し、欧米（特にアメリカ）と比べその水準が著しく低いという認識から始まる。それは生活＝家庭生活という「私」領域を、客間に象徴される「公」領域と同等に扱うということであり、冠婚葬祭のような非日常でなく日常の衣食住こそが大切であるという理念でもあった。具体的には、農家の家庭生活の個々の局面すなわち衣食住を合理的なものにするということである。たとえば住居の改善は、生産の場と生活の場の分離、寝室の複数化、かまどの改善、台所の改善というものだったが、それらは家族制度的な生活様式や「科学的な」根拠のない因習を近代合理主義と民主主義によって排除するというものだった。そのような理念は昭和34年の通達「よりよい農家生活への当面目標」に集約されている。また、同事業の実施に際しての人員確保の方法、生活改善実行グループを用いた「地域濃密指導」という普及方法、生活に関する研究室の設置のような実施機構は、昭和35年までの間にほぼ整えられた。

高度成長期（1961～75年）において、農家の家庭生活は耐久消費財や農業機械の普及、あるいは兼業化によって大きく変化するが、そのことは同事業の理念に変容を迫った。まず家庭生活の合理化理念に関しては、かまどや台所のような部分ではなく「生活全体」を合理化するべきであるという点が強調されるようになる。それは急激な変化が農村にもたらした物質的豊かさ優先の価値観の蔓延、自殺や離婚の増加に表れるような社会的不安の増大に対する危惧の念とも結びついていった。また農業の資本集約化、兼業化が進むにつれ、主婦の過重労働が問題視されるようになったことから、農業従事者の「蓄積疲労」を普及員が把握し、農業従事者自らが健康維持に心掛けるよう誘導するための健康対策事業が実施された。さらに所得の面では農外所得の増大によって農家が非農家を上回るようになったのに対し、道路、上下水道のような生活環境の面では依然として都市－農村間の格差が大きいということ、またそのことが若者の農村離れを促進しているという認識から、「生活＝家庭生活」から「生活＝家庭生活をも含む農村地域での生活」というように変化する。そのことにより、数集落を対象に屋外給排水施設整備、浄化槽整備、プロパンガス集中配管を実験的に行うというような事業が実施された。実施機構上の変化としては、普及事業の広域化、補助事業の導入、奨励行政との協調が挙げられる。

なお1990年6月に婦人・生活課が新設され、さらに農林水産省としての女性政策の進め方が示されている。その中では農林水産業に従事する女性が「他産業に従事する女性と遜色ない」所得や労働条件を得るための条件整備が強調されているが、この課題は同事業の主たる対象である農家の女性の欲求の次元という観点に立てば、家庭生活の合理化、農村地域の生活環境整備、健康対策より高次の欲求に対応していると見ることができよう。